

大阪市中央卸売市場業務条例等の一部を改正する条例案

第1条 大阪市中央卸売市場業務条例（昭和46年大阪市条例第40号）の一部を次のように改正する。

目次中「第60条」を「第60条の2」に、「第72条」を「第79条」に改める。

第60条第1項中「使用者は」を「使用者は、次条第1項に規定する場合を除き」に改め、第5章中同条の次に次の1条を加える。

（利用料金）

第60条の2 第72条の規定により法人その他の団体（以下「法人等」という。）であつて市長が指定するものに市場の管理に関する業務を行わせる場合にあつては、市長は、当該管理に関する業務を行うもの（以下「指定管理者」という。）に市場施設の使用に係る料金（以下「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として収受させるものとする。

- 2 前項に規定する場合には、使用者は、指定管理者に利用料金を支払わなければならない。
- 3 利用料金の額は、第78条の規定により読み替えられた別表第5に定める金額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める。利用料金の額を変更しようとするときも、同様とする。
- 4 市長は、前項の承認を行つたときは、速やかに当該承認を行つた利用料金の額を公告するものとする。
- 5 指定管理者は、市長が公益上の必要その他特別の事由があると認めるときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。

第72条を第79条とし、第71条の次に次の7条を加える。

（指定管理者による管理）

第72条 市場の管理に関する業務のうち、次に掲げるものについては、地方自治法

(昭和22年法律第67号) 第244条の2第3項の規定により、法人等であつて市長が指定するものに行わせることができる。

- (1) 第49条の報告の受理に関する業務
- (2) 第51条第1項及び第2項の掲示に関する業務
- (3) 第51条第3項の公表に関する業務
- (4) 第58条第1項の指定に関する業務
- (5) 第58条第2項の許可に関する業務
- (6) 第58条の2ただし書の承認に関する業務
- (7) 第58条の3第1項の承認に関する業務
- (8) 第58条の3第2項の届出の受理及び検査に関する業務
- (9) 第58条の4の命令に関する業務
- (10) 第59条の指定及び許可の取消し及び変更並びに命令に関する業務
- (11) 第59条の2第1項及び第2項の指定及び承認に関する業務
- (12) 第60条第3項の指定に関する業務
- (13) 第67条第2項の命令に関する業務
- (14) 第68条第1項の指示に関する業務
- (15) 第68条第2項の禁止に関する業務
- (16) 第69条第2項の措置の実施に関する業務
- (17) 第70条第2項の措置の実施に関する業務
- (18) 第71条の条件の付与に関する業務 (第4号から第7号まで及び第10号から第12号までに掲げる業務に係るものに限る。)
- (19) 市場の施設、設備及び物品の維持管理 (市長が指定する補修等を除く。) に関する業務
- (20) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める業務

(指定申請の公告)

第73条 市長は、指定管理者を指定しようとするときは、あらかじめ次に掲げる事項を公告するものとする。

- (1) 市場の名称及び所在地
- (2) 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲
- (3) 指定管理者の指定を行おうとする期間
- (4) 指定管理者の指定の申請（以下「指定申請」という。）をする法人等に必要な資格
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市規則で定める事項

(指定申請)

第74条 指定管理者の指定を受けようとする法人等は、市規則で定めるところにより、市場の管理に関する事業計画書その他市規則で定める書類を添付した指定管理者指定申請書を市長に提出しなければならない。

(欠格条項)

第75条 次の各号のいずれかに該当する法人等は、指定管理者の指定を受けることができない。

- (1) 破産者で復権を得ないもの
- (2) 地方自治法第244条の2第11項の規定により本市又は他の地方公共団体から指定を取り消され、その取消の日から2年を経過しないもの
- (3) その役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めがあるものの代表者又は管理人を含む。）のうちに、次のいずれかに該当する者があるもの
 - ア 第1号に該当する者
 - イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から2年を経過しない者
 - ウ 公務員で懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者

(指定管理予定者の選定)

第76条 市長は、第74条の規定による指定申請の内容を次に掲げる基準に照らして総合的に考慮し、最も適当であると認められる内容の指定申請をした法人等を、指定管理者の指定を受けるべきもの（以下「指定管理予定者」という。）として選定するものとする。

- (1) 市場の平等な利用が確保されること
- (2) 市場の効用を最大限に発揮するとともに、市場の管理経費の縮減が図られるものであること
- (3) 市場の管理に関する業務を安定的に行うために必要な経理的基礎及び技術的能力を有すること
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市場の適正な管理に支障を及ぼすおそれがないこと

(指定管理者の指定等の公告)

第77条 市長は、指定管理予定者を指定管理者に指定したときは、その旨を公告するものとする。地方自治法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定を取り消し、又は市場の管理に関する業務の全部若しくは一部の停止を命じたときも、同様とする。

(読替規定)

第78条 第72条の規定により指定管理者に市場の管理に関する業務を行わせる場合における第29条第3項、第49条、第51条、第58条第1項から第5項まで、第58条の2から第59条の2まで、第60条第3項、第67条第2項、第68条、第69条第2項、第70条第2項及び別表第5の規定の適用については、次の表の左欄に掲げるこれらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第29条第3項	第58条第1項	第78条の規定により読み替えられた第58条第1項
---------	---------	--------------------------

	使用料	利用料金
第49条	市長に	指定管理者に
第51条第1項	市長	指定管理者
	第49条第1項	第78条の規定により読み替えられた第49条第1項
第51条第2項	市長	指定管理者
	第49条第2項	第78条の規定により読み替えられた第49条第2項
第51条第3項	市長は	指定管理者は
	第49条第2項	第78条の規定により読み替えられた第49条第2項
第58条第1項	市長	指定管理者
第58条第2項	前項	第78条の規定により読み替えられた前項
	市長	指定管理者
第58条第3項	前項	第78条の規定により読み替えられた前項
	市長に	指定管理者に
第58条第4項	第2項	第78条の規定により読み替えられた第2項
第58条第5項	前項	第78条の規定により読み替えられた前項
	使用料	利用料金

第58条の2本文	前条第1項	第78条の規定により読み替えられた前条第1項
第58条の2ただし書及び第58条の3第1項	市長	指定管理者
第58条の3第2項	前項	第78条の規定により読み替えられた前項
	市長	指定管理者
第58条の4、第59条及び第59条の2第1項	市長	指定管理者
第59条の2第2項	前条	第78条の規定により読み替えられた前条
	市長	指定管理者
第60条第3項、第67条第2項及び第68条第1項	市長	指定管理者
第68条第2項	市長	指定管理者
	前項	第78条の規定により読み替えられた前項
第69条第2項及び第70条第2項	市長	指定管理者
別表第5	第60条	第60条の2

	使用料	利用料金
--	-----	------

第2条 大阪市中心卸売市場業務条例の一部を改正する条例（平成24年大阪市条例第58号）の一部を次のように改正する。

附則に次の3項を加える。

- 5 平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間の附則別表第2に掲げる施設の使用に係る大阪市中心卸売市場業務条例等の一部を改正する条例（平成 年大阪市条例第 号）第1条の規定による改正後の大阪市中心卸売市場業務条例（以下「平成 年改正後の条例」という。）第60条の2第3項の規定による利用料金（同条第1項に規定する利用料金をいう。以下同じ。）の上限額は、平成 年改正後の条例第78条の規定により読み替えられた平成 年改正後の条例別表第5の規定にかかわらず、附則別表第2に定める金額とする。
- 6 平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間の附則別表第3に掲げる施設の使用に係る平成 年改正後の条例第60条の2第3項の規定による利用料金の上限額は、平成 年改正後の条例第78条の規定により読み替えられた平成 年改正後の条例別表第5の規定にかかわらず、附則別表第3に定める金額とする。
- 7 前2項の場合においては、附則別表第2及び附則別表第3中「使用料」とあるのは「利用料金」とする。

附 則

- 1 この条例の施行期日は、市長が定める。
- 2 第1条の規定による改正後の大阪市中心卸売市場業務条例（以下「改正後の条例」という。）第60条の2第3項の規定による利用料金の額の決定及び改正後の条例第72条の指定並びにこれらに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても、改正後の条例第60条の2第3項及び第4項、第72条から第76条まで並びに第77条前段の規定の例により行うことができる。

平成26年 9 月 9 日提出

大阪市長 橋 下 徹

説 明

中央卸売市場の管理を指定管理者に行わせることができることとするため、大阪市中央卸売市場業務条例等の一部を改正する必要があるので、この案を提出する次第である。

(参 照)

{ 傍線は削除
太字は改正

大阪市中心卸売市場業務条例（抄）

目 次

第 1 章 - 第 4 章 省 略

第 5 章 市場施設の使用（第58条～第60条）
第60条の2

第 6 章 - 第 8 章 省 略

第 9 章 雑 則（第65条～第72条）
第79条

附 則

（使用料等）

第60条 使用者は、**次条第1項に規定する場合を除き**、別表第5に定める使用料を本市に納付しなければならない。

2 - 3 省 略

（利用料金）

第60条の2 第72条の規定により法人その他の団体（以下「法人等」という。）であつて市長が指定するものに市場の管理に関する業務を行わせる場合にあつては、市長は、当該管理に関する業務を行うもの（以下「指定管理者」という。）に市場施設の使用に係る料金（以下「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として収受させるものとする。

2 前項に規定する場合には、使用者は、指定管理者に利用料金を支払わなければならない。

3 利用料金の額は、第78条の規定により読み替えられた別表第5に定める金額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める。利用料金の額を変更しようとするときも、同様とする。

4 市長は、前項の承認を行つたときは、速やかに当該承認を行つた利用料金の額を公告するものとする。

5 指定管理者は、市長が公益上の必要その他特別の事由があると認めるときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。

（許可等の条件）

第71条 省 略

（指定管理者による管理）

第72条 市場の管理に関する業務のうち、次に掲げるものについては、地方自治法（昭和22年法

律第67号) 第244条の2第3項の規定により、法人等であつて市長が指定するものに行わせることができる。

- (1) 第49条の報告の受理に関する業務
- (2) 第51条第1項及び第2項の掲示に関する業務
- (3) 第51条第3項の公表に関する業務
- (4) 第58条第1項の指定に関する業務
- (5) 第58条第2項の許可に関する業務
- (6) 第58条の2ただし書の承認に関する業務
- (7) 第58条の3第1項の承認に関する業務
- (8) 第58条の3第2項の届出の受理及び検査に関する業務
- (9) 第58条の4の命令に関する業務
- (10) 第59条の指定及び許可の取消し及び変更並びに命令に関する業務
- (11) 第59条の2第1項及び第2項の指定及び承認に関する業務
- (12) 第60条第3項の指定に関する業務
- (13) 第67条第2項の命令に関する業務
- (14) 第68条第1項の指示に関する業務
- (15) 第68条第2項の禁止に関する業務
- (16) 第69条第2項の措置の実施に関する業務
- (17) 第70条第2項の措置の実施に関する業務
- (18) 第71条の条件の付与に関する業務(第4号から第7号まで及び第10号から第12号までに掲げる業務に係るものに限る。)
- (19) 市場の施設、設備及び物品の維持管理(市長が指定する補修等を除く。)に関する業務
- (20) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める業務

(指定申請の公告)

第73条 市長は、指定管理者を指定しようとするときは、あらかじめ次に掲げる事項を公告するものとする。

- (1) 市場の名称及び所在地
- (2) 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲
- (3) 指定管理者の指定を行おうとする期間
- (4) 指定管理者の指定の申請(以下「指定申請」という。)をする法人等に必要な資格

(5) 前各号に掲げるもののほか、市規則で定める事項

(指定申請)

第74条 指定管理者の指定を受けようとする法人等は、市規則で定めるところにより、市場の管理に関する事業計画書その他市規則で定める書類を添付した指定管理者指定申請書を市長に提出しなければならない。

(欠格条項)

第75条 次の各号のいずれかに該当する法人等は、指定管理者の指定を受けることができない。

- (1) 破産者で復権を得ないもの
- (2) 地方自治法第244条の2第11項の規定により本市又は他の地方公共団体から指定を取り消され、その取消の日から2年を経過しないもの
- (3) その役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めがあるものの代表者又は管理人を含む。）のうちに、次のいずれかに該当する者があるもの
 - ア 第1号に該当する者
 - イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から2年を経過しない者
 - ウ 公務員で懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者

(指定管理予定者の選定)

第76条 市長は、第74条の規定による指定申請の内容を次に掲げる基準に照らして総合的に考慮し、最も適当であると認められる内容の指定申請をした法人等を、指定管理者の指定を受けるべきもの（以下「指定管理予定者」という。）として選定するものとする。

- (1) 市場の平等な利用が確保されること
- (2) 市場の効用を最大限に発揮するとともに、市場の管理経費の縮減が図られるものであること
- (3) 市場の管理に関する業務を安定的に行うために必要な経理的基礎及び技術的能力を有すること
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市場の適正な管理に支障を及ぼすおそれがないこと

(指定管理者の指定等の公告)

第77条 市長は、指定管理予定者を指定管理者に指定したときは、その旨を公告するものとする。
地方自治法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定を取り消し、又は市場の管理に関する業務の全部若しくは一部の停止を命じたときも、同様とする。

(読替規定)

第78条 第72条の規定により指定管理者に市場の管理に関する業務を行わせる場合における第29条第3項、第49条、第51条、第58条第1項から第5項まで、第58条の2から第59条の2まで、第60条第3項、第67条第2項、第68条、第69条第2項、第70条第2項及び別表第5の規定の適用については、次の表の左欄に掲げるこれらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第29条第3項	第58条第1項	第78条の規定により読み替えられた第58条第1項
	使用料	利用料金
第49条	市長に	指定管理者に
第51条第1項	市長	指定管理者
	第49条第1項	第78条の規定により読み替えられた第49条第1項
第51条第2項	市長	指定管理者
	第49条第2項	第78条の規定により読み替えられた第49条第2項
第51条第3項	市長は	指定管理者は
	第49条第2項	第78条の規定により読み替えられた第49条第2項
第58条第1項	市長	指定管理者
第58条第2項	前項	第78条の規定により読み替えられた前項
	市長	指定管理者
第58条第3項	前項	第78条の規定により読み替えられた前項
	市長に	指定管理者に
第58条第4項	第2項	第78条の規定により読み替えられた第2項
第58条第5項	前項	第78条の規定により読み替えられた前項
	使用料	利用料金

第58条の2本文	前条第1項	第78条の規定により読み替えられた前条第1項
第58条の2ただし書及び第58条の3第1項	市長	指定管理者
第58条の3第2項	前項	第78条の規定により読み替えられた前項
	市長	指定管理者
第58条の4、第59条及び第59条の2第1項	市長	指定管理者
第59条の2第2項	前条	第78条の規定により読み替えられた前条
	市長	指定管理者
第60条第3項、第67条第2項及び第68条第1項	市長	指定管理者
第68条第2項	市長	指定管理者
	前項	第78条の規定により読み替えられた前項
第69条第2項及び第70条第2項	市長	指定管理者
別表第5	第60条	第60条の2
	使用料	利用料金

(施行の細目)

第72条 省略
第79条

大阪市中央卸売市場業務条例の一部を改正する条例（平成24年大阪市条例第58号）（抄）

附 則

1 - 4 省 略

- 5 平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間の附則別表第2に掲げる施設の使用に係る大阪市中央卸売市場業務条例等の一部を改正する条例（平成 年大阪市条例第 号）第1条の規定による改正後の大阪市中央卸売市場業務条例（以下「平成 年改正後の条例」という。）第60条の2第3項の規定による利用料金（同条第1項に規定する利用料金をいう。以下同じ。）の上限額は、平成 年改正後の条例第78条の規定により読み替えられた平成 年改正後の条例別表第5の規定にかかわらず、附則別表第2に定める金額とする。
- 6 平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間の附則別表第3に掲げる施設の使用に係る平成 年改正後の条例第60条の2第3項の規定による利用料金の上限額は、平成 年改正後の条例第78条の規定により読み替えられた平成 年改正後の条例別表第5の規定にかかわらず、附則別表第3に定める金額とする。
- 7 前2項の場合においては、附則別表第2及び附則別表第3中「使用料」とあるのは「利用料金」とする。